

審議の進め方について

1 審議会

(1) 設置等の根拠（小樽市総合的な計画の策定等に関する条例）

- ・市長が諮問する事項について審議するため、小樽市総合計画審議会を設置する（第5条）
- ・基本構想の変更や基本計画の全面的な変更に当たっては、審議会に諮問しなければならない（第13条）

(2) 審議会の分科会構成（案）

審議会に下記のとおり分科会を設置し、各分科会において所掌事項に関する改訂原案を審議していただく予定

- ・基本構想の見直し（令和5年度）では「総論」「人・暮らし・都市」「産業振興・環境」の3つの分科会の設置
- ・基本計画の見直し（令和6年度）では「人・暮らし・都市」「産業振興・環境」の2つの分科会の設置

※「総論」分科会の委員は、令和6年度に「人・暮らし・都市」「産業・環境」のいずれかの分科会へ移行

【基本構想の見直しにおける各所掌事項】

所掌事項 分科会	基本構想 総論	人口減少・ 少子高齢化 への対応	まちづくり6つのテーマ						市政運営の 基本姿勢	土地利用 ・地区別 発展方向
			子ども・ 子育て	市民福祉	産業振興	生活基盤	環境・ 景観	生きがい ・文化		
総論	○	○							○	○
人・暮らし・都市			○	○		○		○		
産業振興・環境					○		○			

【基本計画の見直しにおける各所掌事項】

所掌事項 分科会	人口減少・ 少子高齢化 への対応	まちづくり6つのテーマ						市政運営の 基本姿勢
		子ども・ 子育て	市民福祉	産業振興	生活基盤	環境・ 景観	生きがい ・文化	
人・暮らし・都市	○	○	○		○		○	○
産業振興・環境	○			○		○		○

2 基本構想の審議に係るスケジュール及び進め方（案）

- 8月31日 第1回審議会 : 諮問、改訂原案の概要説明及び質疑等
- 9月下旬
～10月上旬 第1回分科会 : 所掌事項に係る改訂原案の詳細説明及び質疑、委員間での審議等
- 10月中旬
～下旬 第2回分科会 : 前回積み残し事項の審議・質疑回答、分科会意見の取りまとめ等
※パブリックコメント実施結果については、関係分科会において報告
- (● 11月上旬頃 第3回分科会 : 2回で意見取りまとめに至らなかった場合、必要に応じて開催)
- 11月中旬頃 第2回審議会 (各分科会意見の確認、答申の決定)

分科会毎に個別開催

3 全体スケジュール想定

